

# 27年産の生産数量目標について

---

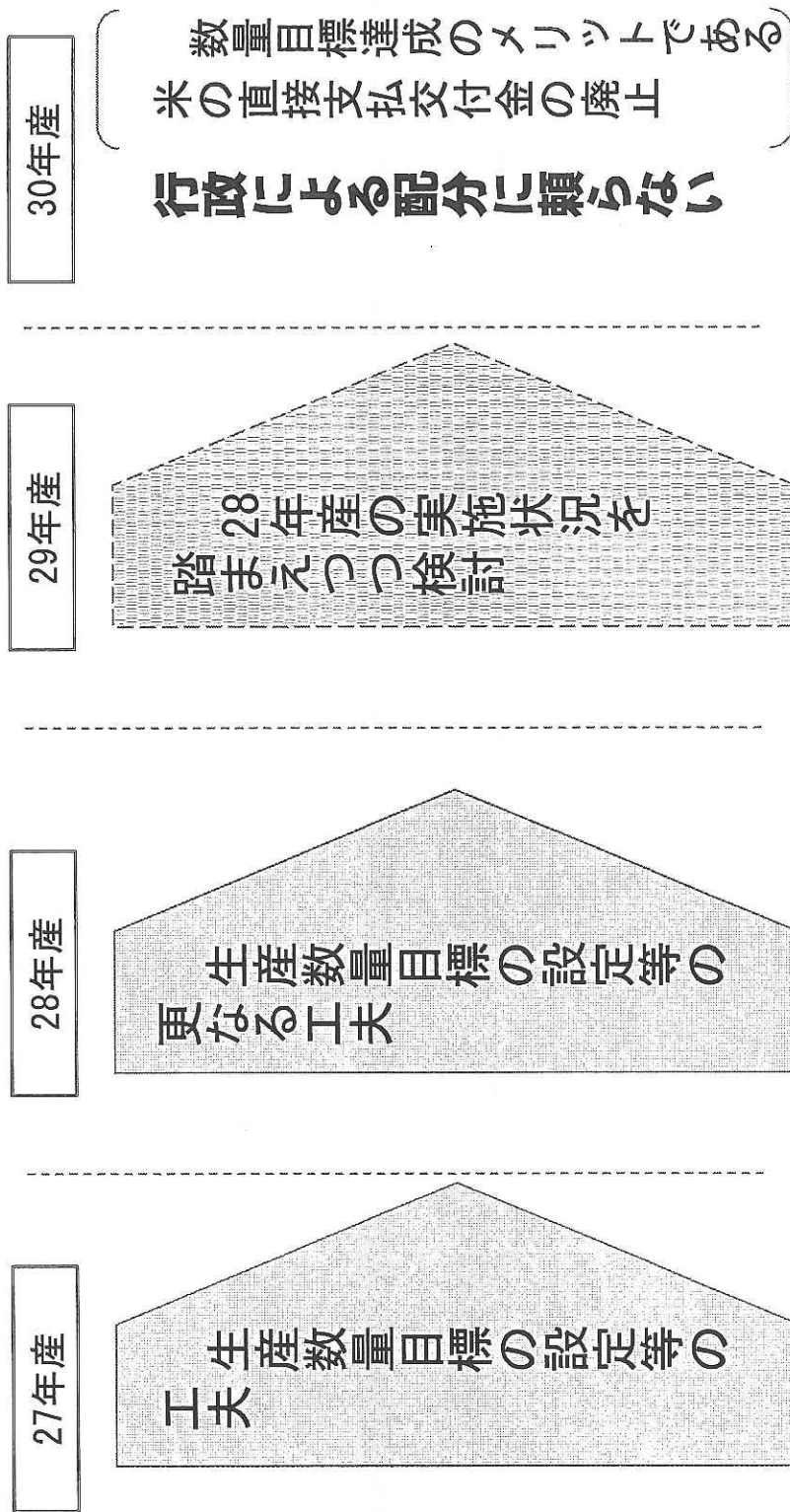
平成26年11月

農林水産省

# 農林水産業・地域の活力創造プランと毎年の生産数量目標の設定

- 昨年決定した農林水産業・地域の活力創造プランにおいては、30年産以降は、行政による生産数量目標の配分に頼らないで、生産者や集荷業者・団体が需要に応じた生産を行うこととされている。
- このプランの方向性に即して着実に改革を進めていくため、27年産の生産数量目標の設定等から工夫していくことが必要。

## 農林水産業・地域の活力創造プラン決定



○農林水産業・地域の活力創造プラン（抄）

平成25年12月10日 農林水産業・地域の活力創造本部決定

定着状況を見ながら、5年後を目標に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況となるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

# これまでの都道府県に対する生産数量目標の配分ルールの問題点

## 問題点

- 単一値を配分  
↓
  - ・ 自ら需要の動向を把握して戦略的に主食用米や非主食用米の生産量を考えようとする機運が生まれにくい。
- 深掘りや県間調整を行った場合、その1/2は、主食用米の販売実績の算定に際し控除される。  
↓
  - ・ 深掘りや県間調整を行った都道府県ほどその後の生産数量目標が減少する不公平が生じる。
  - ・ 安心して深掘りを行ったり、県間調整による適地適作を進める機運が生まれにくい。

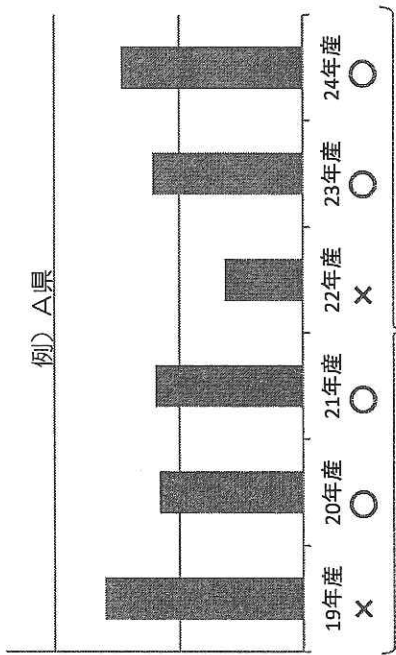
## 対応の方向性

- 都道府県段階などで戦略的に生産量を考えようとする機運を高めるよう、生産数量目標の設定、配分に工夫が必要ではないか。  
↓
  - ・ 都道府県段階において自主的に非主食用米への転換等を図る際の参考値を「生産数量目標」に付記してはどうか。
- 安心して飼料用米への転換に取り組める環境の整備、県間調整による適地適作等を進める観点から、深掘りや県間調整を行った場合に、その後の配分に影響を与えないようにすることが必要ではないか。  
↓
  - ・ 28年産の配分に際しては、27年産の県別販売実績シェアを固定して配分してはどうか。

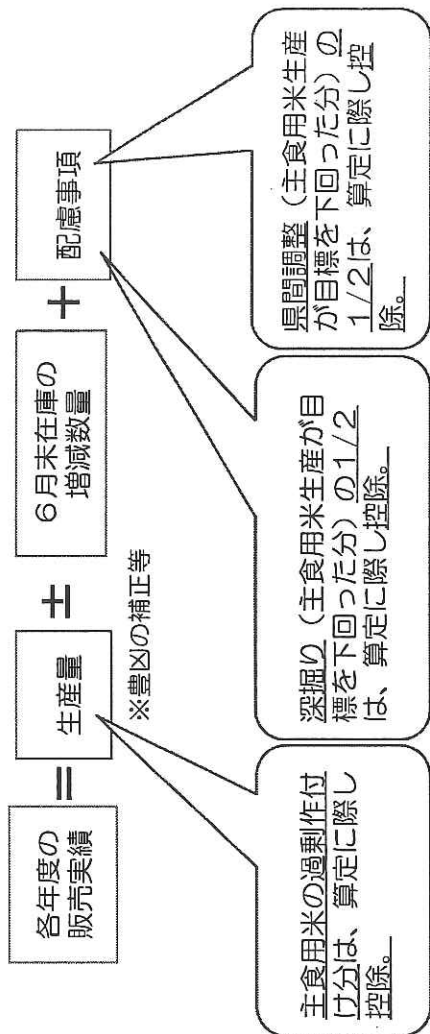
○ 各都道府県産米の販売実績（6中4）がベース

- 各県の「各年度」の販売実績から直近6カ年のうち、中庸4年を平均した「販売実績（6中4）」を算出

26年産生産数量目標の算定に際しては、19～24年産の各年度の販売実績を使用



- 各県の「各年度」の販売実績の計算式



○ 全国ベースの生産数量目標を都道府県ごとの販売実績のシェアで按分した単一値を配分

※各県ごとの販売実績のシェアの算出方法

各県の販売実績（6中4）の全国計に占める各県の販売実績のシェアを算出

A県の販売実績

A県の販売実績のシェア =

A県の販売実績 + B県の販売実績 + C県の販売実績・・・

## 27年産以降の生産数量目標の設定について

- 平成30年産から生産者、集荷業者等が自ら生産量を判断できるよう、生産数量目標の設定・配分に工夫が必要（これまでの生産数量目標のみでは、都道府県段階などで自ら需要の動向を把握して戦略的に主食用米や非主食用米の生産量を考えようとする気運が生まれない。）。
- 27年産の生産数量目標については、需給の安定が図られるよう、需要の見通しを基本に、毎年の需要減、豊作不作分等の最近の需給動向を踏まえて、適切な水準に「生産数量目標」を設定することが大前提。
- その上で、上記の生産数量目標を下回る数値で、仮にこれだけ生産すれば、生産の次年度の期末在庫数量が過去の平均水準に近づくこととなるものとして機械的に算定した「都道府県段階における自主的取組参考値」を付記。

### これまでのやり方(生産数量目標のみ) (26年産)

【生産数量目標】 シェア	【自主的取組参考値】 シェア
全国 765万ト(100%)	全国 739万ト(100%)
A県 43万ト (5.6%)	A県 41万ト (5.6%)
B県 36万ト (4.7%)	B県 34万ト (4.7%)
C県 35万ト (4.6%)	C県 33万ト (4.5%)

※需給の安定が図られるよう適切な水準で設定

各県の過去の需要実績(6中4)のシェアで配分

「生産数量目標」  
以下なら  
7,500円/10aの対象

### 生産数量目標と併せて自主的取組参考値を付記 (27年産)

【生産数量目標】 シェア	【自主的取組参考値】 シェア
全国 751万ト(100%)	全国 739万ト(100%)
A県 42万ト (5.6%)	A県 41万ト (5.6%)
B県 35万ト (4.7%)	B県 34万ト (4.7%)
C県 34万ト (4.5%)	C県 33万ト (4.5%)

仮にこれだけ生産すれば、生産の次年度の期末在庫数量が過去の平均水準に近づくこととなるものとして機械的に算定

これまでの配分ルールと同じ

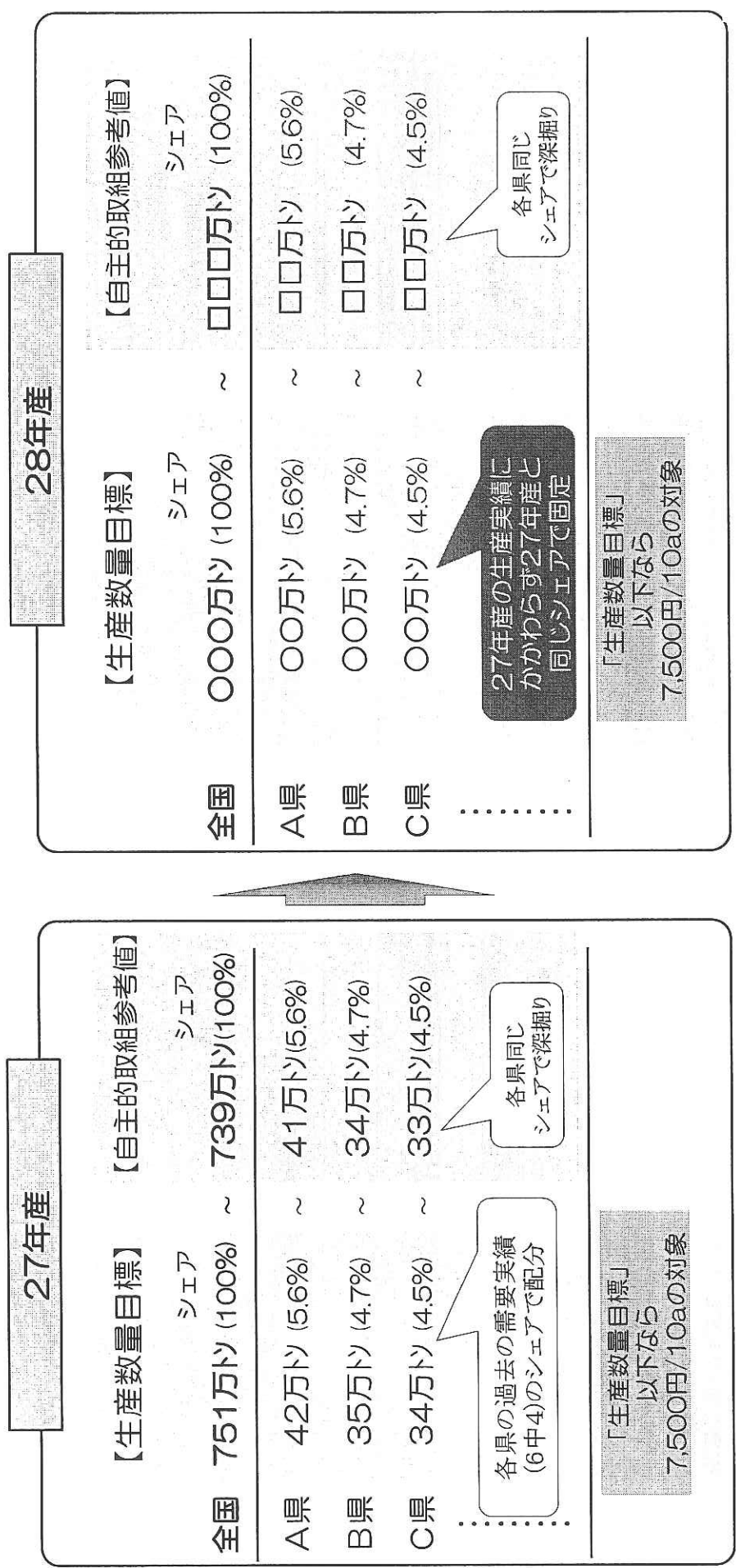
各県同じ  
シェアで採掘り

「生産数量目標」  
以下なら  
7,500円/10aの対象

※ なお、自主的取組参考値の都道府県段階から市町村等への配分の方法については、主食用米の販売戦略や非主食用米への転換方針を踏まえて、都道府県段階において自主的に決定。

## (参考) 28年産以降の生産数量目標のさらなる工夫のイメージ

- 仮に28年産以降も27年産と同一の方式で配分した場合、27年産において自主的に飼料用米に転換し、生産数量目標を下回って主食用米を生産した都道府県ほど29年産の生産数量目標の減少につながり、不公平となるおそれ。
- このため、28年産の配分については、27年産の各都道府県別のシェアを固定して配分することを基本とする。ことにより、このような不公平をなくし、27年産において安心して飼料用米の転換に取り組める環境を整える（なお、シェアを固定して配分すれば、県間調整を行っても、次年度の配分に影響を与えないので、県間調整による適地適作が進むこととなる）。



(別紙1)

## 制度設計の全体像

### 1. 米の直接支払交付金

- 米の直接支払交付金については、激変緩和のための経過措置として、26年産米から単価を7,500円に削減した上で、29年産までの時限措置(30年産から廃止)とする。

### 2. 日本型直接支払制度(多面的機能支払)の創設

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動(活動組織を作り構造変化に対応した維持管理の目標を含む協定を市町村と締結)を支援。
- 26年度は予算措置として実施することとし、27年度から法律に基づく措置として実施。

- 国と地方を合わせた10a当たり交付単価は、次のとおり。

	農地維持支払	資源向上支払*
田(都府県/道)	3,000円/2,300円	2,400円/1,920円
畑(都府県/道)	2,000円/1,000円	1,440円/ 480円
草地(都府県/道)	250円/ 130円	240円/ 120円

- ※ 現行の農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は75%単価を適用。
- 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。
- 中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援については、基本的枠組みを維持。

### 3. 経営所得安定対策

- (2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ)
  - 農業者抛出に基づくセーフティネットとして、実施する。
  - 対象農業者は、法改正により27年産から、認定農業者、集落営農、認定就農者に対して実施する(ただし、規模要件は課さない)。
- なお、26年産に限り、ナラシ対策非加入者に対する影響緩和対策として、26年産の米の直接支払交付金の加入者のうち、26年産のナラシ対策に加入しない者に対して、26年産のナラシ対策で米の補填が行われる場合に、国費相当の5割を交付する(この場合、農業者の抛出は求めない)。
- 中期的には、すべての作目を対象とした収入保険の導入について調査・検討を進め、その道筋をつける。

## 農林水産業・地域の活力創造プラン②

### 4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。  
(飼料用米・米粉用米について数量払いを導入し、上限値10.5万円/10aとする。(別図(P.37)参照))
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。  
(飼料用米・米粉用米についての多収性専用品種への取組、加工用米の複数年契約(3年間)の取組に対し、1.2万円/10aを交付。)

※1 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲及び加工用米の水田活用の直接支払交付金の単価は現行どおりとする。

※2 そば・なたねについては、産地交付金(仮称)からの交付に変更することとする。

### 5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。

こうした中で、定着状況を見ながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

### 6. 米価変動補填交付金

- 米価変動補填交付金は、平成26年産米から廃止する。



# 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針

平成 2 6 年 1 1 月

**農林水産省**

# 目 次

第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針	1
第2 米穀の需給の見通しに関する事項	1
1 平成25/26年の需要実績	1
（1）需要実績の対象期間及び対象米穀	
（2）算出方法	
（3）全国の需要実績（確定値）	
2 全国の平成26/27年及び平成27/28年の需要見通し（推計値）	3
3 平成26/27年の需給見通し	4
（1）供給量	
（2）需要量	
（3）平成27年6月末の民間在庫量	
第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項	5
1 備蓄運営の基本的な考え方	5
2 平成26/27年の備蓄運営	5
第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項	6
1 平成25会計年度の輸入状況	6
2 平成26会計年度の輸入方針	6
第5 平成27年産米における都道府県別の生産数量目標 （需要量に関する情報）等に関する事項	6
1 平成27年産米における都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）	6
2 平成27年産米における都道府県別の自主的取組参考値	6
参考統計表	8

## 【米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について】

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条第1項に基づき、平成26年7月31日に策定した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成7年農林水産省令第17号）第1条に基づき見直し、同法第4条第6項により変更するものです。

## 第1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針

米穀の需給及び価格の安定を図るため、米穀の需給の適確な見通しを策定し、これに基づき、整合性をもって、米穀の需給の均衡を図るための生産調整の円滑な推進及び米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行います。

このうち、米穀の生産調整の円滑な推進については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）の枠組みの下で、農業者・農業者団体・行政が適切に連携して生産数量目標の達成に向けて取り組むとともに、水田の有効活用により自給率向上を図るため、主食用米の需要拡大、米粉用米や飼料用米等の生産・利用の拡大に取り組みます。

また、国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として保有します。

## 第2 米穀の需給の見通しに関する事項

### 1 平成25/26年の需要実績

#### (1) 需要実績の対象期間及び対象米穀

米穀の需要実績については、前年7月から当年6月までの1年間について算出することとしています。

また、需要実績の算定の対象となる米穀は、国内で生産された水稻うるち米及び水稻もち米から、需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）第3において生産数量目標の外数として取り扱う米穀等として定める加工用米その他主食用に充当されない米穀を除いた米穀（以下「主食用米等」という。）としています。

#### (2) 算出方法

需要実績は、平成25年産主食用米等生産量、平成25年6月末民間在庫量及び平成26年6月末民間在庫量等を基に算出します。

表1 平成25/26年の需要実績の算出方法

$$\text{需要実績} = \text{①} + \text{②} - \text{③} - \text{④}$$

① 平成25年産主食用米等生産量

② 平成25年6月末民間在庫量

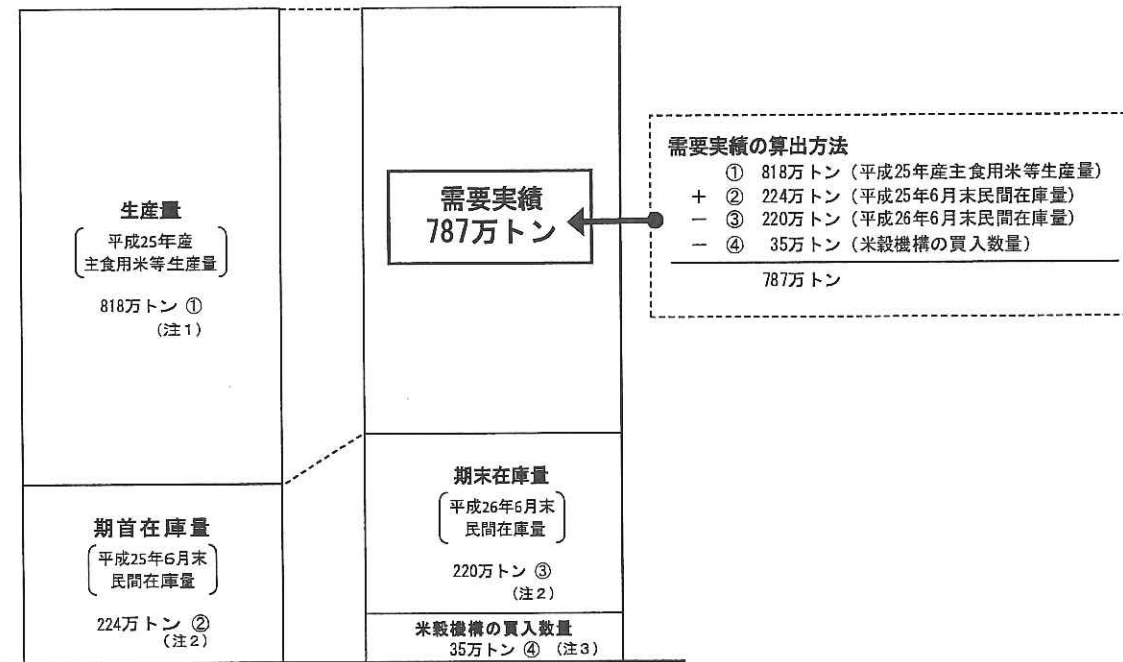
③ 平成26年6月末民間在庫量

④ 公益社団法人米穀安定供給確保支援機構（以下「米穀機構」という。）の買入数量

(3) 全国の需要実績（確定値）

前記方法により算出した平成25/26年（平成25年7月から平成26年6月までの1年間）の需要実績（確定値）は、図1のとおり787万トンとなります。

図1 平成25/26年の需要実績



注1：主食用米等生産量は、平成25年産米の水稻収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。

注2：6月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に10a以上の作付生産者の在庫量推計値を加えたものである。

注3：米穀機構において、主食用として販売の見込みが立たなくなった平成25年産米を、主食用米の需給の安定に影響を与えない範囲内で買入れ、飼料用等に販売するものである。

注4：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

## 2 全国の平成26/27年及び平成27/28年の需要見通し（推計値）

平成26/27年（平成26年7月から平成27年6月までの1年間）及び平成27/28年（平成27年7月から平成28年6月までの1年間）の全国の需要見通しについては、平成16年7月策定の「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）において最近の米の消費量を踏まえて採用した手法により、平成8/9年（平成8年7月から平成9年6月までの1年間）以降から直近の平成25/26年までの全国の需要実績を用いてトレンド（回帰式）で算出すると、図2及び表2のとおりとなります。

図2 平成8/9年～平成25/26年の全国の需要実績を用いた算出方法

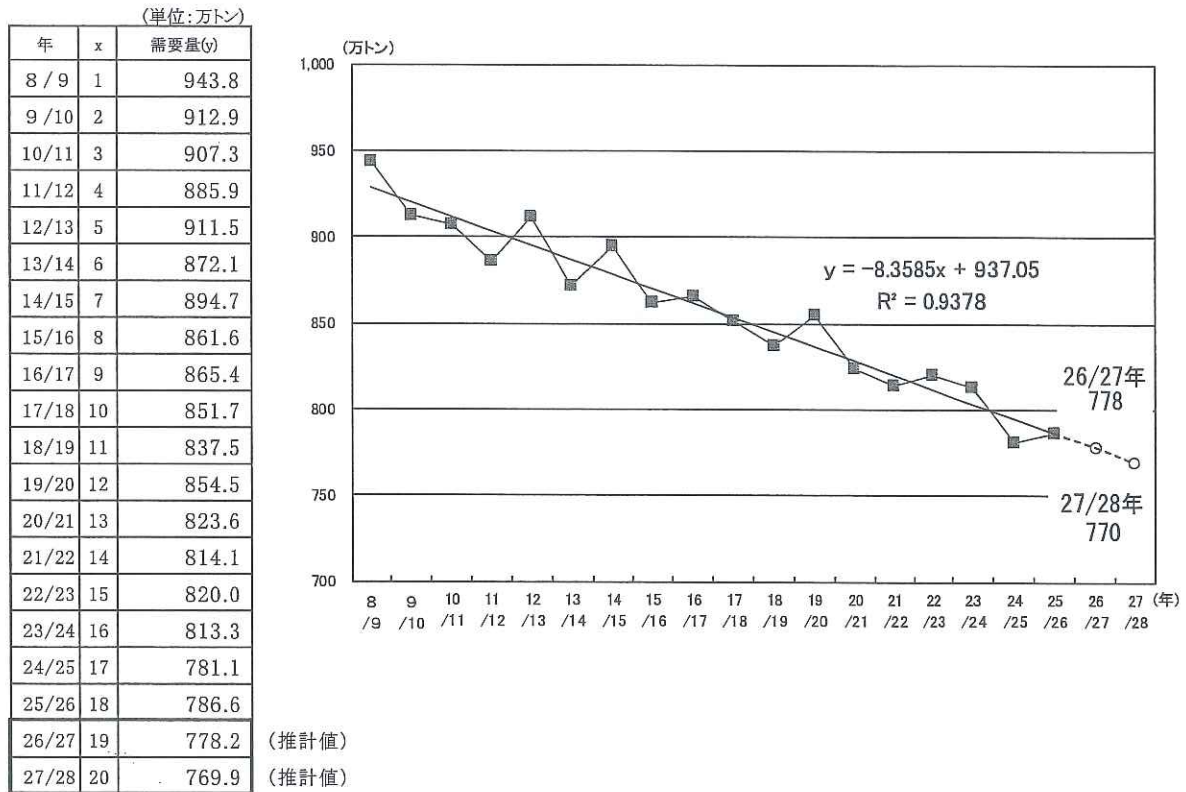


表2 平成26/27年及び平成27/28年の需要見通し（推計値）

平成26/27年	778万トン
平成27/28年	770万トン

### 3 平成26/27年の需給見通し

平成26/27年の需給見通しは、表3のとおりです。

#### (1) 供給量

- ① 平成26年6月末の民間在庫量（確定値）は、220万トンです。
- ② 平成26年産主食用米等の生産量は、789万トン（平成26年10月15日現在の平成26年産米水稻の予想収穫量（主食用））です。
- ③ この結果、平成26/27年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、1,009万トンとなります。

#### (2) 需要量

主食用米等の需要量の見通しは、2により算出した778万トンです。

#### (3) 平成27年6月末の民間在庫量

平成27年6月末の民間在庫量は、(1)の供給量及び(2)の需要量から算出して230万トンと見通されます。

表3 平成26/27年の主食用米等の需給見通し

(単位：万トン)

		主食用米等
平成26年6月末民間在庫量	A	220
平成26年産主食用米等生産量	B	789
平成26/27年主食用米等供給量計	$C = A + B$	1,009
平成26/27年主食用米等需要量	D	778
平成27年6月末民間在庫量	$E = C - D$	230

注1：平成26年産米のふるい下米や青死米等は、天候不順の影響に伴う登熟不良等により例年に比べ多く発生している状況にあることから、実際に主食用米等として流通する量は、例年よりも17~20万トン程度減少し、これにより平成27年6月末民間在庫量も減少する可能性がある。

注2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

### 第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

#### 1 備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は100万トン程度（6月末）
- ② 国内産米を一定期間（5年間程度）備蓄
- ③ 備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施
- ④ 備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売
- ⑤ 大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

他方、毎年11月の基本指針の変更後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通し（表3）に沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

#### 2 平成26/27年の備蓄運営

平成26年産米の備蓄米としての買入契約数量は25万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（6月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、17～25万トンの範囲内で非主食用に販売することとします。

以上を踏まえた平成26/27年の備蓄運営は、表4のとおりです。

表4 平成26/27年の備蓄運営

（単位：万トン）

平成26年6月末備蓄量	A	91
平成26年産米買入契約数量	B	25
平成26/27年非主食用販売量	C	17～25
平成27年6月末備蓄量	$D = A + B - C$	91～99

#### **第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項**

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

##### **1 平成25会計年度の輸入状況**

平成25会計年度においては、平成25年3月の基本指針第4に基づき、77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）の輸入を実施すべく、順次買い付けを行い、その結果、全量（SBSは6万トン）を買い付けました。

##### **2 平成26会計年度の輸入方針**

平成26会計年度の輸入予定数量については、平成26年3月の基本指針に基づき、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。

SBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。

#### **第5 平成27年産米における都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）等に関する事項**

##### **1 平成27年産米における都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）**

全国の実産数量目標については、平成26年産米の10月15日現在の作況指数が「101」と見込まれている中で、ふるい下米の増加分を除いても、生産量が6万トン増加したことや、近年のトレンドにおいて需要が毎年8万トン減少していることを勘案し、昨年の平成26年産米の実産数量目標765万トンから14万トンを控除した751万トンと設定します。

都道府県別の生産数量目標については、従来から、全国の実産数量目標を基に各都道府県ごとの過去6年の需要実績中、中庸4年分の平均値のシェアで算出することを基本としており、平成27年産米についても、この方式により設定します。

各都道府県ごとの需要実績の算出に当たっては、これまでと同様、米の需給調整への取組等に対する配慮として、作付面積が生産数量目標（面積換算値）を下回った実績や都道府県間調整による生産数量目標の減少のほか、過去政府に売り渡され備蓄米となっている数量について、各都道府県の需要実績の算定上、一定の配慮を行います。

また、東日本大震災に伴う都道府県間調整については、生産数量目標の増加又は減少の要因とならないよう、各都道府県の需要実績の算定上、一定の配慮を行います。

##### **2 平成27年産米における都道府県別の自主的取組参考値**

平成27年産米については、生産数量目標の設定に併せ、仮にこれだけ生産すれば、平成28年6月末の民間在庫量が過去の平均水準に近づくこととなるものとして、全国の自主的取組参考値を739万トンと設定します。

都道府県別の自主的取組参考値については、全国の自主的取組参考値を基に、上記1の方式により設定します。



**(参考) 平成28年産米における都道府県別の生産数量目標等**

平成28年産米における都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値については、平成27年産米における都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値のシェアを固定し、平成27年産米の生産実績にかかわらず、平成28年産米における全国の生産数量目標及び自主的取組参考値を当該シェアで按分することにより設定することを基本とします。